

インターネット接続サービス（２－６）仕様書

令和２年８月２８日
情報通信局情報管理課

1 適用範囲

本仕様書は、インターネット接続サービス（２－６）に適用する。

2 サービス提供期間

令和２年10月１日～令和３年２月28日

3 サービス提供場所等

日本国内

4 機能要件

(1) 回線要件

下り最大100Mbps以上、上り最大10Mbps以上の速度に対応した回線を16回線提供すること。

(2) ネットワーク構成

無線回線によりインターネットに接続できること。

(3) 通信制限

各回線ごとに毎日２GBの通信量があった場合でも通信制限されないこと。

5 導入機器

(1) サービスの提供時に必要な機器を回線ごとに提供すること。

なお、警察庁において下の機器を16台保有しているため、当該機器が利用できる場合は機器は不要である。

製品名 Speed Wi-Fi NEXT WX06

製造元 NECプラットフォームズ株式会社

(2) 機器は次の条件を満たすこと。

ア IEEE802.11acに対応した無線LAN機能を有すること。

イ 4(1)に示す回線速度を満足する性能を有していること。

ウ 重さは200g以下であること。

エ 大きさはB7サイズ以下であること。

オ 電池の容量は3000mAh以上であること。

カ 連続通信時間は10時間以上可能であること。

キ 対応OSはWindows10及びWindows8.1であること。

ク 機器のファームウェアは導入時における最新のものであること。

6 検査

(1) 検査は警察庁検査官が４及び５に示す内容について行う。

(2) 検査に必要な準備については、契約業者が行うこと。

7 その他

- (1) 本仕様書で調達するハードウェアの候補となる機器については予め警察庁に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (2) 本仕様書で調達するハードウェアについては、不正な変更(機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。)が疑われると警察庁が判断した場合は、請負者において調査及び必要な措置を講じること。
- (3) 契約業者は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (4) 仕様書の内容に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁の指示に従うこと。